

広島県告示第千二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和五年十一月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道庄原東城線	庄原市東城町川西字霞ヶ岡五四四六番一地从ら 庄原市東城町川西字五本ヶ丘五〇〇七番二地先まで	令和五年十一月二日